

令 05 原機（速実）003
令和 5 年 8 月 9 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範 （公印省略）

原子炉設置の許可に係る変更について（届出）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり原子炉設置の許可に係る変更を届け出ます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

2. 変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

3. 変更の内容

別紙 1 のとおり。

4. 変更の理由

令和 5 年 7 月 26 日付け原規規発第 2307265 号にて設置変更許可を受けたところにより、高
速実験炉原子炉施設の熱出力を 100 MW に変更したため。

以上

7. 試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

(1) 種類※1

(i) 炉心燃料集合体

a. 炉心燃料部

プルトニウム・ウラン混合

酸化物焼結ペレット

b. 熱遮へいペレット部

ウラン酸化物焼結ペレット

(劣化ウラン)

(ii) 照射燃料集合体

a. 燃料部

III型及びIV型特殊燃料要素

プルトニウム・ウラン混合

酸化物焼結ペレット

III型及びIV型限界照射試験用要素

プルトニウム・ウラン混合

酸化物焼結ペレット

先行試験用要素

プルトニウムまたはウランの

単体または混合物の

基礎試験用要素

酸化物、炭化物、窒化物または金属

プルトニウム・ウラン混合

酸化物焼結ペレット、

プルトニウム・ウラン混合

炭化物焼結ペレット、

プルトニウム・ウラン混合

窒化物焼結ペレットまたは

プルトニウム・ウラン混合

金属スラグ

A型用炉心燃料要素

プルトニウム・ウラン混合

酸化物焼結ペレット

限界照射試験用補助要素

プルトニウム・ウラン混合

酸化物焼結ペレット

b. 热遮へい部

III型及びIV型特殊燃料要素

ウラン酸化物焼結ペレット

(劣化ウラン)

III型及びIV型限界照射試験用要素

ウラン酸化物焼結ペレット

(劣化ウラン)

先行試験用要素

ウランの酸化物、炭化物、窒化物

基礎試験用要素

または金属

(天然ウランまたは劣化ウラン)

ウラン酸化物焼結ペレット、

ウラン炭化物焼結ペレット、

A型用炉心燃料要素	ウラン窒化物焼結ペレットまたは ウラン金属スラグ (天然ウランまたは劣化ウラン)
限界照射試験用補助要素	ウラン酸化物焼結ペレット (劣化ウラン)
	ウラン酸化物焼結ペレット (劣化ウラン)
(2) 原子炉全装荷量 (最大) ^{※2}	
プルトニウム	約 220 kg
ウラン-235	約 100 kg
天然ウラン	約 1 kg
劣化ウラン	約 50 kg
(3) 年間予定装荷量 (最大) ^{※2 ※3}	
プルトニウム	約 150 kg
ウラン-235	約 70 kg
天然ウラン	約 1 kg
劣化ウラン	約 30 kg

※1 照射用実験装置では、燃料体に該当しない核燃料物質を装填する。使用する核燃料物質の種類を以下に示す。

 プルトニウム、ウランまたはトリウムの単体または混合物の化合物または金属

※2 照射用実験装置に装填する燃料体に該当しない核燃料物質を含む。なお、トリウムはウラン-235として、アメリシウム-241はプルトニウムとして取り扱う。

※3 1サイクルあたりに装荷する炉心燃料集合体の個数は、平均約10体とし、年間5サイクル運転を仮定し、算出している。なお、取出平均燃焼度は、約60,000MWd/tである。